

蘭越保育所利用者負担額（表）

各月初日の小学校就学前子どもの 属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）					
階層 区分	定 義	3歳未満児		3歳児		4歳以上児	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
第1 階層	生活保護世帯等	0円 (0円)	0円 (0円)	0円 (0円)	0円 (0円)	0円 (0円)	0円 (0円)
第2 階層	市町村民税非 課税世帯（均等 割り含む）	ひとり親 世帯等	0円 (0円)	0円 (0円)	0円 (0円)	0円 (0円)	0円 (0円)
		上記以外 の世帯	5,800円 (0円)	5,700円 (0円)	3,900円 (0円)	3,800円 (0円)	3,900円 (0円)
第3 階層	市町村民税所 得割課税額 48,600円未満	ひとり親 世帯等	5,350円 (0円)	5,200円 (0円)	3,900円 (0円)	3,800円 (0円)	3,900円 (0円)
		上記以外 の世帯	12,600円 (0円)	12,300円 (0円)	10,700円 (5,350円)	10,500円 (5,250円)	10,700円 (5,350円)
第4 階層	市町村民税所 得割課税額 77,101円未満	ひとり親 世帯等	5,350円 (0円)	5,200円 (0円)	3,900円 (0円)	3,800円 (0円)	3,900円 (0円)
		上記以外 の世帯	22,500円 (0円)	22,100円 (0円)	20,200円 (10,100円)	19,800円 (9,900円)	20,200円 (10,100円)
第5 階層	市町村民税所得割課税額 97,000円未満	22,500円 (0円)	22,100円 (0円)	20,200円 (10,100円)	19,800円 (9,900円)	20,200円 (10,100円)	19,800円 (9,900円)
第6 階層	市町村民税所得割課税額 169,000円未満	36,900円 (0円)	36,200円 (0円)	32,700円 (16,350円)	32,100円 (16,050円)	27,600円 (13,800円)	27,100円 (13,550円)
第7 階層	市町村民税所得割課税額 301,000円未満	48,800円 (24,400円)	47,900円 (23,950円)	32,700円 (16,350円)	32,100円 (16,050円)	27,600円 (13,800円)	27,100円 (13,550円)
第8 階層	市町村民税所得割課税額 301,000円以上	60,000円 (30,000円)	58,900円 (29,450円)	32,700円 (16,350円)	32,100円 (16,050円)	27,600円 (13,800円)	27,100円 (13,550円)

※（ ）内は第2子

※ 4月から8月分までの保育料は、前年度の市町村民税所得割額を基に階層区分を決定し、9月から3月分までの保育料は、当該年度の市町村民税所得割額を基に階層区分を決定します。

※ 以下のア～ウ全てに該当する世帯は、扶養義務者（祖父母等）のうち1番収入が多い方を「家計の主宰者」と認め、算定対象者としてします。

ア 父母の市町村民税が非課税の世帯（第2階層）に該当する。

イ 父母の収入が生活保護基準以下

ウ 同居する父母以外の扶養義務者の収入が、父、母いずれか多い方の収入を超える。